割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十三号及び第四十四号」を「第四十五号及び第四十六号」に改める。

第五条第二項中「第三十三条の二第一項第二号（法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第三十三条の二第一項第三号」に改める。

第六条中「、第三十三条の三第二項」及び「、法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請の日」を削る。

第十二条第一項中「、法第二十条の三第一項」の下に「の規定」を加える。

第十六条中「第三十五条の三及び」を削る。

第二十三条中「、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」を削る。

第三十一条第四項第五号中「第三十三条の二第一項第十号」を「第三十三条の二第一項第十一号」に改め、同条第十一項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に改め、「事項」の下に「（法第三十五条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）」を加え、同項第一号中「又は第三項」を削り、同項第二号中「第三十五条の十六第四項」を「第三十五条の十六第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第三十五条の十七の十五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項

第三十一条第十二項中「第四十条第八項」を「第四十条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱受託業者から報告をさせることができる事項は、クレジットカード番号等取扱業者による法第三十五条の十六第三項に規定する指導その他の措置に関する事項とする。

13　法第四十条第八項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者と締結した法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の内容及びその締結の状況

二　法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定する体制の整備の状況

三　法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する事項

四　法第三十五条の十七の八第四項又は第三十五条の十七の九に規定する措置の実施状況

第三十二条中「第四十条第九項」を「第四十条第十項」に改める。

第三十三条第一項第三号及び第二項第三号中「第九項」を「第十項」に改める。

第三十四条中「受けた者」の下に「、クレジットカード番号等取扱業者」を加え、「若しくは立替払取次業者」を「、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改め、同条ただし書中「及び第七号から第十一号まで」を「、第七号及び第九号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第三十五条の三及び」及び「、第三十五条の三」を削り、同条第三号中「、第三十四条第一項、第三十四条第二項」を「及び第三十四条第一項、同条第二項」に、「第三十四条の二第一項」を「法第三十四条の二第一項」に、「第三十五条の三において準用する法第二十四条」を「第三十四条の四」に改め、同条第四号中「並びに第三十三条」を「、第三十三条」に、「（これらの各規定を法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項」を「同条第二項」に、「第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項において準用する法第十五条第三項」を「法第三十三条の三第一項及び第二項」に、「、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第二項」を「並びに第三十四条の三第一項、同条第二項」に、「第三十四条の二第三項」を「第三十四条の二第五項」に、「第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項」を「並びに第三十五条の三の三十二第一項」に、「第三十五条の三の三十二」を「第三十五条の三の三十五」に改め、同条第六号中「第三十五条の三の二十六第二項」を「法第三十五条の三の二十六第二項」に、「第三十五条の三の二十八第一項、第三十五条の三の二十八第二項において準用する法第十五条第三項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項」を「法第三十五条の三の二十八第一項及び第二項」に、「、第三十五条の三の三十三第一項、第三十五条の三の三十三第二項」を「並びに第三十五条の三の三十三第一項、同条第二項」に、「第三十五条の三の三十二第三項」を「第三十五条の三の三十五第二項」に、「第三十五条の三の三十五」を「法第三十五条の三の三十五」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　法第三十五条の十七の三第一項、第三十五条の十七の四及び第三十五条の十七の五第一項、同条第二項において準用する法第十五条第三項、法第三十五条の十七の六第一項及び第二項、第三十五条の十七の七並びに第三十五条の十七の十二第一項、同条第二項において準用する法第三十五条の十七の十一第三項並びに法第三十五条の十七の十四の規定に基づく権限

九　法第三十五条の十七の十、第三十五条の十七の十一及び第三十五条の十七の十三の規定に基づく権限

別表第一の二第一号中「権利」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであつて、経済産業省令・内閣府令で定める方法によるものに限る。別表第一の三第二号において同じ。）を受ける権利

別表第一の三第一号中「行うこと」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第十号中「第四号から第七号」を「第五号から第八号」に改め、同号を同表第十一号とし、同表中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の改正規定、第三十四条第四号の改正規定（「第三十四条の二第三項」を「第三十四条の二第五項」に改める部分に限る。）及び第三十四条第六号の改正規定（「第三十五条の三の三十二第五項」を「第三十五条の三の三十二第五項」に改める部分に限る。）　公布の日

二　別表第一の二の改正規定及び別表第一の三の改正規定　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）

（経済産業省組織令の一部改正）

2　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一号中「クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　世耕　弘成